

〈目次〉

序 章 本書の視点	3
第一節 八世紀の問題	3
第二節 九世紀以降の問題	6
第一部 天智天皇と不改常典	
第一章 奈良時代の天智天皇観——皇統の問題から——	13
はじめに	13
第一節 奈良時代における天智天皇の位置	14
第二節 皇位継承と天智天皇	16
第三節 天智天皇と藤原氏	20
おわりに	22
第二章 不改常典試論	28
はじめに	28

第一節	不改常典研究の論点	29
第二節	不改常典の用例と発言者	31
(一)	不改常典を用いる即位	
(二)	不改常典を用いない即位	
(三)	桓武天皇以降の「天智天皇の法」	
(四)	不改常典の「発言者」	
第三節	聖武天皇と天智天皇	39
第四節	不改常典とは	42
おわりに		45
第二部 奈良時代の太上天皇		
第三章	八世紀太上天皇の存在意義	51
はじめに		51
第一節	春名説に対する疑問	52
第二節	太上天皇の行動の実例とその役割	54
(一)	叙位・任官の場における太上天皇——持統・元正・孝謙の場合——	
(二)	太上天皇の意思の伝達と影響力——元正太上天皇の場合——	
第三節	皇統の正当性の根拠としての太上天皇	64
おわりに		70

第四章 天平十六年難波宮皇都宣言をめぐる憶説……………81

はじめに……………81

第一節 難波宮「皇都」宣言の論点……………82

第二節 難波宮皇都宣言に至る経緯……………84

(一) 平城京から恭仁京・紫香楽宮へ……………(二) 難波遷都

第三節 元正太上天皇の行動……………87

(一) 大般若経転読……………(二) 和泉国での叙位

(三) 官人の動き

第四節 難波宮と紫香楽宮……………91

(一) 橘諸兄の「宣勅」……………(二) 元正太上天皇と紫香楽宮

おわりに……………93

第五章 孝謙太上天皇と「皇帝」尊号……………99

はじめに……………99

第一節 孝謙太上天皇への「皇帝」尊号奉獻……………100

第二節 孝謙太上天皇の「大事小事」分離宣言……………106

第三節 孝謙太上天皇と紀寺奴の放賤従良問題……………107

第四節 孝謙太上天皇と皇統の問題……………110

おわりに	113
第五章附論 『続日本紀』天平宝字二年八月庚子朔条「上臺」考	120
はじめに	120
第一節 辞書における「上臺」の語釈	121
第二節 『続日本紀』註釈書における解釈	123
第三節 隋唐期における「上臺」の語の用例	124
第四節 隋唐期以前の用例	129
第五節 南朝・隋・唐での使用とその背景	130
第六節 日本への「上臺」の語の導入	131
おわりに	135
第六章 藤原仲麻呂の大師任官	143
はじめに	143
第一節 大師と太政大臣	144
第二節 仲麻呂の大師任官	145
(一) 大師任官と孝謙太上天皇	143
(二) 天平宝字年間の太政官	145
(三) 大師任官の背景にあるもの	149
おわりに	149

第三部 平安時代の太上天皇

第七章 平安時代初期の太上天皇 155

はじめに 155

第一節 延暦の太上天皇 156

(一) 桓武天皇期の転換点 (二) 延暦二十四年の内侍宣

第二節 平城太上天皇 159

(一) 平城天皇の讓位 (二) 平城太上天皇宮の機構

(三) その後の平城太上天皇

第三節 譲り合う天皇・太上天皇 167

(一) 嵯峨天皇の讓位 (二) 太上天皇と上表

(三) 天皇・太上天皇間の上表

おわりに 176

第八章 清和太上天皇期の王権構造 186

はじめに 186

第一節 太上天皇と摂政 187

(一) 藤原基経の摂政辞表 (二) 藤原基経の左近衛大将辞表

	(三) 藤原基経の太政大臣任官	
第二節	太上天皇と天皇	197
	(一) 清和太上天皇と陽成天皇間の上表	
	(二) 太上天皇の礼制的待遇	
第三節	宇多太上天皇の場合	203
	(一) 清和太上天皇と宇多太上天皇との相違点	
	(二) 太上天皇の意思伝達	
おわりに		207
補論	古代日本における公卿上表と皇位	217
はじめに		217
第一節	「上表」とは	219
	(一) 「表」の字義	
	(二) 日本令の上表規定	
	(三) 太政官の関与——『令集解』諸説の検討——	
第二節	日本における上表の事例	224
第三節	公卿上表と皇位継承	227
	(一) 皇太子の地位確認の上表	
	(二) 祥瑞出現に際しての上表——改元をめぐる天皇と臣下——	
	(三) 即位・立太子請願の上表	
おわりに		240

終章 本書の成果と展望
.....
249

史料出典

初出一覧

本書で扱った期間の太上天皇

あとがき

索引

序章 本書の視点

本書は主に八〜十世紀の古代天皇制を、太上天皇だいじょうてんのうの存在を主軸として考察することにある。太上天皇とは讓位した前天皇のことであり、大宝元年（七〇二）の大宝律令制定に際して、「儀制令」ぎせいりょう天子条に「太上天皇」譲位帝所し称」と条文化された。⁽¹⁾ 退位した君主の存在を基本法内に規定し、恒常的な存在を想定したのは、古代日本が規範とした中国にも見られず、日本の特色である。そして王位継承が君主の生前讓位に拠ることも、世界史上において類例は少ない。⁽²⁾

そのため奈良時代から平安時代にかけて、前君主である太上天皇と、天皇の間で、その処遇や権限をめぐって問題が発生することとなる。またこのような讓位の慣習は、やがて中世以降の院政という太上天皇と天皇の二重権力状態を生み出す。したがって、太上天皇の存在意義を研究することは、古代日本の天皇制の特色を解明することでもあり、また中世以降の院政との対比を明らかにすることになる。

第一節 八世紀の問題

通常君主が生前に讓位した場合、君主としての権力は放棄される。しかし日本の太上天皇の場合は、讓位して

も次期天皇への影響力は保持されることが多い。八世紀の孝謙^{（3）}太上天皇などがその例として挙げられるが、従来こうした事例から、太上天皇は天皇と同等の権能^{（3）}を有する存在であるとの理解が通説化していた。しかし太上天皇が制度的に天皇の権能を有していたことと、実際の状況によって天皇と並ぶ権力を有していたことは区別しなければならぬ。本書は、この通説に疑問を持つことから始まり、律令条文中に讓位した君主の存在を認められた理由、さらに太上天皇が天皇に対して影響力を行使する背景を検討することによって、古代日本における太上天皇の存在意義を明らかにする。

戦後の古代太上天皇に関する本格的論考は、一九六五年の岸俊男「元明太上天皇の崩御」〔日本古代政治史研究〕塙書房、一九六六年所収〕に始まる。岸氏は、養老五年（七二二）の元明太上天皇の崩御に際して固閑^{（4）}が行われた事例から、太上天皇の権力の高さを指摘し、八世紀における太上天皇の地位に着目した。岸氏以前は、太上天皇の存在は中世以降の院政の萌芽形態として理解され、古代国家機構の中に太上天皇を位置づける視点が希薄であった。その点で岸氏の論文は古代太上天皇研究の先鞭^{（4）}ということが出来る。また一九七八年以降、宮内庁書陵部編『皇室制度史料 太上天皇』が全三巻で刊行され、太上天皇関係の史料を通史的かつ網羅的に見通す環境が整った。

続いて一九九〇年に、春名宏昭氏が「太上天皇制の成立」〔史学雑誌〕九九―二、一九九〇年〕を発表した。春名氏は「権力」と「権能」の差異に着目して古代国家における太上天皇の位置づけを精緻に検討した。現在の太上天皇に対する理解・議論は、春名氏の論を前提に構成されている。春名氏は唐制の分析から、退位した皇帝に臨時に置かれる「太上天皇」と「太上皇帝」の二種類があり、「太上皇帝」の場合に皇帝としての大権を行使できることを明らかにし、日本の場合は恒常的な存在が想定される太上天皇が、天皇大権を掌握する人格であったとした。そして、このような太上天皇のあり方は平城太上天皇の変^{（5）}（薬子の変^{（5）}）によって終焉を迎えたとした。

春名氏の研究は唐制を視野に入れながら、日本の太上天皇制を明らかにしたものであり、制度的側面の論考にも及んだ画期的な論文である。しかし太上天皇を天皇大権を掌握する、天皇と同格の存在とする点には従い難い。春名氏の論に対する批判は本書第二部で詳述するように、唐制の分析結果を日本の制度にそのまま敷衍する点に問題があり、太上天皇制導入に対する根本的意義の考察が欠けていると考える。

その後、同じく一九九〇年に仁藤敦史氏が「古代における都城と行幸——「動く王」から「動かない王」への変質——」（『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年所収）を発表し、続いて一九九〇年の「律令制成立期における太上天皇と天皇」、一九九六年の「太上天皇制の展開」（いずれも『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇年所収）を発表する。ここで仁藤氏は、太上天皇は天皇と同等の政治権力を讓位後も留保するとしつつ、春名氏とは異なり「単に天皇大権を掌握する人格を天皇以外にもう一人作り出すことではない」として、太上天皇と天皇は「権威と権力」の相互補完の関係にあるとした。

また筧敏生氏は一九九一年の「古代王権と律令国家機構の再編——藏人所成立の意義と前提——」（『古代王権と律令国家』校倉書房、二〇〇二年に改題所収）で、太上天皇の存在を律令国家にとつての「矛盾」と捉えるとともに、太上天皇の天皇的な行為の淵源を律令法ではなく「前天皇であったこと」に求める。

そして齋藤融氏は一九九二年の「太上天皇管見」（『黛弘道編』『古代国家の歴史と伝承』吉川弘文館、一九九二年所収）で、太上天皇は律令上において、地位は天皇に准ずるものであるが、何らかの権能を保障されたものではないと指摘し、さらに『令集解』古記（5）に太上天皇に関する記述がまったくないことから「大宝令」における太上天皇規定の存在を疑問視した。

このように、一九九〇年代になって古代における太上天皇の研究は著しく進展した。その後は、これらの研究を基盤としてさらに個別的研究が進められている。石野雅彦「詔勅からみた奈良時代の太上天皇」（『国史学』一

五七、一九九五年）や、山本崇「宇多院宣旨の歴史的前提」（『古文書研究』四八、一九九八年）は文書発給過程から太上天皇の位置づけを論じ、橋本義則「天皇宮・太上天皇宮・皇后宮」（吉川真司・大隅清陽編『展望日本歴史6 律令国家』東京堂出版、二〇〇二年所収。初出一九九四年）は発掘調査の成果による太上天皇宮の構造から、天皇と太上天皇の関係を論じている。

これらの研究をふまえて、本書はまず、八世紀（奈良時代）全般の太上天皇の存在意義を考察する。手法として奈良時代の諸天皇の讓位・即位宣命の分析から、太上天皇出現の意義を見出し、また八世紀の皇位継承の基調である草壁皇統の存在を重視することによって、太上天皇と皇位の正当性の保証という関係を導き出し、九世紀以降の太上天皇の変化との関連を明らかにする。従来は太上天皇の地位の変化は、弘仁元年（八一〇）の平城太上天皇の変（薬子の変）に求めていた。本書は、その変化の画期を桓武天皇の登場に求め、平城太上天皇の変は桓武天皇の出現によって変化させた太上天皇の地位の矛盾が顕在化した事例として理解する。また、従来太上天皇が天皇と同等の権能を有する好例とされてきた孝謙太上天皇の事例を、皇帝尊号の意義から考察し、その特殊性を指摘する。

第二節 九世紀以降の問題

九世紀以降の平安期の太上天皇に関しては、平城太上天皇の変（薬子の変）や、嵯峨太上天皇の問題、宇多太上天皇の「院政」、後院の構成など個々の問題に関する論考は多く、いずれも嵯峨太上天皇以来の太上天皇は「天皇家の家父長」であるとの前提がある。⁽⁷⁾しかし平安時代全体を見通した研究は少なく、そのなかにあつて春名宏昭氏が「平安期太上天皇の公と私」（『史学雑誌』一〇〇—三、一九九一年）で九世紀から十一世紀までを通して扱っており、また佐藤長門氏が「古代天皇制の構造とその展開」（『日本古代王権の構造と展開』吉川弘文館、二〇〇

九年所収。初出二〇〇一年）において、皇太后や幼帝との関係などから、一〇世紀までの展開を見通している。

平安時代の天皇を取り巻く血縁集団の研究は、外戚藤原氏による摂政・関白の職掌の解明に加えて母后（ほこう）に注目する研究も多く見られるようになり、多角的に捉えられるようになった。その一方平安時代の太上天皇に関しては、平城太上天皇の変（葉子の変）で影響力が後退したとの理解が強く尾を引き、国家機構の中に位置づける研究に乏しい。しかし平城太上天皇の変（葉子の変）¹⁰によって影響力が後退したとはいえ、太上天皇は天皇経験者にして天皇の父や兄であり、国政や皇位継承に一定の影響力を保ち続けた。従って、平安時代における太上天皇の位置づけを見直すことは必要であり、外戚藤原氏による摂関制との関係と併せて考察する必要がある。

本書第三部では、九世紀前半から始まり、十世紀以降の摂関期にいたる過程を見通すことによって、平安時代の太上天皇の位置づけが父子間の関係に移行し、それが次第に摂関政治に収斂される過程をたどる。本書は、これまで太上天皇としての行動が重視されなかった清和太上天皇の存在に注目して、幼帝・藤原氏と太上天皇との関係を論ずる。また特に上表（じょうひょう）という行為に着目して天皇と太上天皇の関係、そして群臣と天皇・太上天皇との関係を考察する。

これまで上表は、美文を駆使する形式的・儀礼的な行為とされ、その意義を重視する研究は少なかった。しかし、「美文」もまた一定の論理に基づいて作成されるものであり、「儀礼的」行為もまた国家内の秩序に基づいて行われる。したがって上表の内容や儀礼構造を分析することによって、天皇・太上天皇・臣下間の意思確認や合意形成の姿を解明することができるのである。そこで上表を視点に据えた考察の過程において、平安時代の皇位継承に際して見られる公卿上表による即位勸進（すゝい かんじん）から、群臣の上表と皇位継承の関係を指摘する。そして、十世紀の摂関期以降上表による皇位継承の意義が消滅することを明らかにして、天皇を支える貴族層の性格の変容を明らかにする。

日本の歴史の特色の一つに、いかに天皇家の権力が弱体化したとしても、天皇の存在を根本から否定する勢力が発生しなかったことがある。当初から日本は中国的な易姓革命思想^{えいせいかくめいしゆ}を継受しなかったとはいえ、世界的に見てもこれは異例なことである。君主が正当性を持つためには、自らその理論付けをしようとするとともに、それを支える臣下からの承認を必要とする。本書は、古代における天皇の「正当性」の問題、人々は天皇という存在のどこに価値を認めて、王（天皇）として服属したのかという最終的な問題解明の起点となるものである。

なお本書で使用する史料の出典は、各章の註で特に断らない限り、巻末に一括して掲示する。

(1) 大宝儀制令の天子条は『令集解』古記などから復元することはできず、「太上天皇」の存在は確認できない。しかし本書では、大宝令段階から天子条に「太上天皇」は存在していたとする。

(2) 東アジア世界では、時代が降ると十二世紀南宋の高宗のように、皇帝が自発的に退位した事例や、十三世紀の陳朝^{ちんちょう}大越国^{だいてつこく}（現在のベトナム）のように皇帝が退位することを制度化した事例がある（桃木至朗「『ベトナム史』の確立」『岩波講座東南アジア史2 東南アジア古代国家の成立と展開』岩波書店、二〇〇一年所収参照）。古代東アジア世界で君主が退位することを恒常化したのは日本だけであるが、時代が降ると東アジア文化圏の中には同様の体制をとる国家が見られる。

(3) 春名宏昭氏は「太上天皇制の成立」で岸氏の説に批判を加え、太上天皇が制度的に有する権能と、個々の事例で異なる権力の違いを指摘した。この視点は受け継ぐべきである。しかしそうであればこそ、太上天皇の行動をすべて太上天皇が有する権能に因るものとして説明せず、一般例として説明できることと、特殊例とすべきことを峻別して考えるべきであろう。

(4) 吉村茂樹『日本歴史新書 院政』（至文堂、一九六六年）など。

(5) 一九九〇年代までの研究史は、寛敏生氏も「古代太上天皇研究の現状と課題」(『古代王権と律令国家』校倉書房、二〇〇二年所収。初出一九九二年)にまとめている。

- (6) 早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」(『日本の社会史第3巻 権威と支配』岩波書店、一九八七年所収)に依るところが大きい。
- (7) 目崎徳衛「政治上の嵯峨上皇」(『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五年。初出一九六九年)など。
- (8) 吉村前掲註(4)『院政』のように、院政の前提としてのみ捉えられる傾向がある。
- (9) 西野悠紀子「九世紀の天皇と母后」(『古代史研究』一六、一九九九年)、末松剛「即位式における撰関と母后の登壇」(『日本史研究』四四七、一九九九年)参照。
- (10) 九世紀以降は、皇位継承はかなり直系継承が行われるようになり、太上天皇と天皇が父子関係であることが多くなる。

あとがき

本書は、二〇〇六年三月に東北大学大学院文学研究科に提出し、同年七月十三日付で学位を授与された博士論文「古代日本における太上天皇と皇位継承」をもとにして、その後公表した論文も含めて補訂したものである。既発表の論文については、表記や語句の修正、全体の統一を行った箇所はあるものの、註記したものを除いて、論旨の変更はない。なお本書の出版に当たっては、二〇一六年度花園大学出版助成を受けている。

博士論文は、東北大学大学院文学研究科の今泉隆雄教授（主査）、大藤修教授（副査）、川合安教授（副査）、柳原敏昭助教授（副査）、安達宏昭助教授（副査）（職階はいずれも当時）に審査をしていただいた。口述試問の場では、各先生から多くのご意見をいただいた。厚くお礼を申し上げる。

歴史を学ぶことの前の段階として、「昔のこと」に興味を持ったのは、小学校前後のころからだっただろうか。当時同居していた母方の祖父（船場徳男・キツエ）から、昔の話（祖父母の実体験）を聞くのを楽しみにしていた。そんな小学校一年生の孫を、祖父は夏休みに青森県立郷土館や、今は無き歴史民俗博物館の稽古館へと連れて行ってくれた。県立郷土館や稽古館の展示を見て回るのを面白がった辺

り、歴史に関心を持つ兆しがあったのかもしれない。その頃から、日本の歴史の中でも特に「古い時代」に興味があったようで、小学校五年生（一九八三年）の夏休みには両親と京都を、中学校二年生（一九八六年）の夏休みには父と奈良を訪れた。私自身は嬉しくて、平城宮跡などを走り回っていただけであるが、今になって思うと、まだ若かった両親にとっては仕事の合間の、しかも今ほど旅行の手配が容易ではなかった時代の引率には、大変な苦勞があったのではないだろうか。

そして中学校から高等学校の時期には、もう大学は史学科に進みたいと考えるようになっていた。また高校二年生から三年生のころ、一九八九年から九〇年にかけて、昭和天皇から今の天皇への代替わりの過程や、東ドイツ・東欧諸国で社会主義体制が崩壊していくのを目の当たりに見たことは、君主制や国家の支配機構というものに関心を持つ動機となり、その後研究課題を考えることになった際、少なからず影響があったと思う。

大学は慶應義塾大学に進み、文学部史学科日本史学専攻では三宅和朗先生など諸先生方の教えを受けた。また多くの友人や先輩に恵まれ（一人だけ、名前を挙げるとすれば、同じく三宅先生のもとで古代史を専攻することになった村上史郎さん）、右も左も分からぬままに地方から東京の大学に進んだ身には、毎日が刺激的な日々であった。

三宅先生からは古代史研究の初歩を学び、史料の読み方の基礎を教えていただいた。学部三年生の三宅先生の史料講読で担当した『続日本後紀』の記事中に、「先太上天皇（嵯峨太上天皇）」が出てきたのが、卒業論文で太上天皇を取り上げる契機となり、今に到っている。三宅先生は二〇一六年三月につつがなく定年を迎えられた。先生のますますのご健勝を願ってやまない。

学部卒業後は、東北大学大学院に拾っていたように、進学をすることができた。東北大学の日本史研

研究室は、落ち着いた雰囲気のもとで研究に専念できる環境であり、修士課程・博士課程、そして研究の助手・助教と通算九年間の日々をここで過ごした。日本史研究室でも、多くの先輩や同期のみなさんのお世話になったが、お名前を挙げ始めると切りが無いので、一人だけ挙げるとすれば、同郷の先輩でもあり、また本書出版の仲介の労を執っていただいた鹿内浩胤氏には、お礼を申し上げたい。鹿内さんとは、古代史研究のこのみならず、クラシック音楽の趣味（特にドイツの指揮者ヴィルヘルム・フルトヴェングラーの音楽）などでも一致するところがあり、お世話になっている。

東北大学では特に、今泉隆雄先生から教えを受けた。先生の史料講読や演習の指導は非常に厳密なものであり、まさに「一字一句ゆるがせにしない」というものであった。『類聚三代格』の演習では、報告中に先生からの鋭い指摘に絶句してしまい、先生が無言のまま私の返答を待ち続ける、ということもあった（演習の時間中、先生からの指摘に長い間絶句していたのは、続く後輩諸氏が優秀だったこともあり、私が最後であったかと思う）。

その一方で先生は、授業の場を離れると暖かい先生であり、日本史研究室にある古文書室という名の談話室などで、よく私たちと「雑談」に興じてくれた。また先生とは、宮城県周辺の城柵遺跡を歩いたり、春には「お花見」や多賀城散策も共にした。先生は、私たちのことをよく注意深く、気にかけてくれていて、例えば私が仕事を辞めて博士後期課程に入りたい、などという無謀な相談をした時も、暖かく受け止めてくれた（先生との面談『国史談話会雑誌』第五六号、二〇一五年参照）。先生とは学生としてだけではなく、日本史研究室の助手・助教として、さらに先生が室長であった東北大学百年史編纂室員としても接する機会があり、教育者としてのあり方だけではなく、仕事に向き合う姿勢にも学ぶことが多かった。しかし今泉先生は、二〇一三年十二月三十一日に、この世を去られてしまった。その日近畿

大学の鈴木拓也さんから、先生が亡くなられたとの知らせを受けて、呆然となった瞬間のことは忘れられない。先生の生前に本書をお見せすることが叶わず、我が身の不明と怠惰を悔やむのみである。

現在は、二〇〇九年以来京都の花園大学に奉職しながら、関西の續日本紀研究会や日本史研究会にも関わっている。長く東日本側で暮らしてきた身には、関西の研究者のみなさんの活発な議論は新鮮なものがあり、新たな経験である。また古代史研究に携わる身にとって、日々京都や奈良の地を体感しながら思考することは、得がたい体験となっている。

本書の出版に当たっては、思文閣出版の田中峰人氏・井上理恵子氏に、当初の原稿に丁寧な目を通していただき、様々な助言をいただくなど大変お世話になった。また校正作業の遅れや、本の構成内容をめぐっては、何かとご迷惑をかけたかと思う。ここに厚くお礼を申し上げたい。

最後に、今も北の地にあつて、いつも私を暖かく見守ってくれている父喜代治・母純子に、感謝の言葉とともに本書を捧げたい。

二〇一七年一月三十日

中野渡 俊治

も	
主水司	166
本居宣長	30
物部敏久	133
紅葉山文庫本「律」	133
森田悌	217, 221, 224
文選	219
や	
保明親王	238
山科陵(天智天皇陵)	15
倭姫王	44
山村王	163
山本崇	6
ゆ	
維摩会	21
よ	
陽成天皇	187
幼帝	192, 195, 196, 206, 207, 257
吉田孝	53
善淵永貞	202
吉村武彦	64
ら	
礼記	201
礼記正義	202

り	
利光三津夫	132
律裏書	133
立后	227
立太子	227, 240
律集解	133
諒闇登極	70
令集解	169
「令集解」跡記	223
「令集解」穴記	133, 170, 202, 222
「令集解」古記	51, 170, 225
「令集解」私案	171
「令集解」朱説	171
「令集解」令积	217, 222
る	
類聚国史	168
類聚三代格	166
類聚名義抄	122
れ	
冷然院	167~169
輦車	235
ろ	
論事勅書	227
わ	
若井敏明	30

藤森健太郎	228
藤原明子	196
藤原朝篤	109
藤原宇合	226
藤原緒嗣	231, 236
藤原葛野麻呂	163
藤原鎌足	20, 22, 148
藤原薬子	165
藤原是公	230
藤原伊尹	239
藤原真雄	163
藤原菅根	205
藤原種継	156, 230
藤原常嗣	231
藤原時平	203, 238
藤原豊成	60, 107, 146
藤原仲成	160, 163
藤原仲麻呂	21, 59, 60, 99, 103, 104, 109, 124, 134, 229
藤原仲麻呂の乱	53, 106
藤原順子	237
藤原広嗣	224
藤原広嗣の乱	81, 164, 224
藤原房前	61, 226
藤原不比等	20, 21, 144, 148
藤原冬嗣	237
藤原真興	204
藤原真夏	163, 174
藤原麻呂	226
藤原宮子	14, 20, 40
藤原武智麻呂	40, 226
藤原基経	186, 207, 238
藤原師輔	237
藤原穩子	205, 238
藤原山陰	190, 192, 194, 198
藤原吉子	161
藤原良房	186, 189, 194, 196, 207, 233, 237
藤原頼長	135
扶桑略記	32, 203
道祖王	19, 41, 69, 111, 229
不磨の法典	30, 45
文室浄三	109
文室綿麻呂	163

へ

陛下	169~172, 189, 234
平城宮	86
平城京	81, 84
平城太上天皇の変(薬子の変)	4, 6, 7, 71
別貢幣	15, 16

ほ

宝字称徳孝謙皇帝	100, 120, 173
法興東宮(早良親王)	158
放賤従良	63, 106
奉勅上宣	63
鳳輦	235
北朝	129
菩提僊那	100
渤海	121
本朝文粹	135

ま

正良親王 →仁明天皇	
松崎英一	109
真弓陵(草壁皇子陵)	15

み

三浦周行	30, 44
造酒司	166
水尾山寺	195
水野柳太郎	30
南淵年名	191, 192
源潔姫	196
源常	232, 236
神王	234

む

謀反事	133
村尾元融	123
村上天皇	237

め

名例律裏書	133
「名例律」乗輿車駕条	128, 132

角田文衛	109
て	
天子の礼	200
天壤無窮の神勅	30
天孫降臨神話	70, 112
天皇大権	52
天平心真仁正皇太后(光明皇太后)	120
天武天皇	14, 22, 43, 58, 164
天命思想	70
と	
唐	15, 144
道鏡	112, 149
東宮	126, 129, 130, 133~135
東宮雅院	235
東宮機構	131~135
東宮組織	126
東大寺献物帳	18, 20
東大寺大仏開眼会	69
東大寺要録	69
唐太宗実録	147
藤堂かほる	25, 29, 30, 36
唐律疏議	128, 132
独断	219
舍人親王	16, 17, 39, 40, 100, 103, 104, 144, 148
な	
内印	53, 56, 106, 110, 163
内宴	195
内記	57, 82, 90, 163
内侍宣	157
尚侍	165
直木孝次郎	59, 62, 82, 123
直山陵(元明、元正天皇陵)	15
班子女王	205, 238
長瀬一平	102
中務省	163, 169, 217, 221, 225
中臣金	20
長屋王	19, 61, 62
長屋王の変	62
長山泰孝	42

難波宮	56, 62
南齊書	129
南宋	130
南朝	128~130
に	
新田部親王	16, 17, 39, 40
二所朝庭	159, 162, 165
日葡辞書	122
仁藤敦史	5, 52, 57, 109
日本書紀	43, 44
日本靈異記	88
仁徳天皇	43
仁明天皇	174, 231
の	
荷前	15, 16
は	
廢位	69, 101, 102, 110
白亀	232
白村江の戦い	15
橋本義則	6, 162, 235
橋本義彦	146
秦奈理	174
八柄之権	168
早川庄八	30, 38, 44, 70, 82
林陸朗	123
春名宏昭	4, 6, 51, 61, 71, 102, 111, 159, 162, 168
ひ	
氷上川継	160
氷上塩焼	147
日根郡	88
平子内親王	201
ふ	
不改常典	17
服藤早苗	68
服喪	201
父子の間	200
父子の義	169, 200, 205

皇祖母尊	64
皇孫思想	66, 70
せ	
齊	128
関晃	29, 31, 44
赤漆文櫨木厨子	18
赤雀	230
撰関家	207, 240, 241, 257
撰政	186
説文解字	219
宣旨	157
千手千眼陀羅尼經	172
「選叙令」官人致仕条	220, 223
踐祚儀	156
そ	
相互依存関係	196, 208
僧綱	120, 228, 232
宋書	129, 131, 225
「喪葬令」服錫紵条	201
贈太上天皇	158
「僧尼令」有事可論条	219
即位勘進	228
即位宣命	17, 28, 30, 31, 33, 37, 38, 70
則天武后	101, 111, 120, 124, 130, 134
藪田香融	20
た	
台記	135
大外記	163
太后	190, 196
醍醐天皇	203
大師	59
太上天皇	52
太上天皇	52, 172
大嘗祭	111
太政大臣	186
太上天皇宮	6
太上天皇宮別当	190, 198
太上天皇御靈	157
太上天皇尊号	175
太上天皇尊号宣下	169

大臣任官儀	145
大唐開元礼	128
大唐六典	126, 144, 219
大納言	146
大日本帝国憲法	45
大宝律令	51, 56, 64, 67, 132
当麻山背	104
高野天皇	102
高野新笠	13, 19, 155
高御座	94, 112
高安王	225
瀧川政次郎	30, 101, 120, 122, 123, 128, 130, 135
瀧浪貞子	99
武田佐知子	42
高市皇子	66
竹原井離宮	88
大宰大貳	164
帶刀舍人	134
橘嘉智子	166, 237
橘奈良麻呂の変	146, 229
橘諸兄	56, 58, 62, 63, 81, 87, 91, 144, 225
多治比県守	40
田中卓	30
谷口昭	217, 221, 223
田村圓澄	30
為子内親王	205

ち

珍努離宮	88
中書令	225
忠仁公故事	188, 207
中臺	120, 134, 135
中臺省	121
中庸	202
朝集使	86, 90
重祚	22, 111
直系繼承	256

つ

通典	126
恒貞親王	236
恒世親王	175

弘仁格式 21
 光仁天皇 22, 37, 155, 160
 光明皇后(皇太后) 14, 37, 43, 81, 82, 92,
 99, 101, 104, 120, 134, 147, 228
 国忌 14, 15, 20
 古今和歌集目録 205
 固関 51, 164, 196
 五節舞 58, 67
 国家大事 106
 後藤四郎 19
 御封 197
 御霊 157
 惟宗直本 133
 坤宮官 136
 金光明寺 87
 今正秀 187

さ

佐為王 225
 西宮記 227
 齋藤融 5, 52, 57, 61, 69, 111
 佐伯有清 233
 佐伯今毛人 230
 佐伯全成 68
 左衛門陣 204
 嵯峨院 168
 坂上康俊 143
 佐佐貴山君親人 89
 貞明親王 186
 佐藤長門 6
 早良親王 156, 157
 三師三公 143, 144, 146, 147
 三師三公臺省職員令 225
 山陵奉幣 15

し

紫香樂宮 56, 57, 62, 86, 90
 「職員令」太政官条 143, 146, 163
 「職員令」中務省条 217, 219, 221
 職事 146
 「職制律」称律令不便於時条 222, 223
 式部省 232
 資治通鑑 130

侍従所 204
 賜姓請願 225
 持統太上天皇の東国行幸 55
 司馬光 130
 紫微中臺 120, 123, 134~136
 紫微内相 148
 錫紵 201
 従良 226
 淳仁天皇
 18, 19, 22, 37, 59, 63, 99, 102, 106, 110
 淳仁天皇の廢位 110
 讓位詔 188, 190, 192, 196
 讓位宣命 28, 35
 上卿 194, 206
 尚書省 134, 146
 尚書都省 219
 祥瑞 35
 上臺 100, 110
 昌泰の変 203
 称徳天皇 41
 少納言 163
 常寧殿 162
 上表 103, 169
 常幣 16
 勝宝感神聖武皇帝(聖武天皇) 103
 聖武太上天皇 69
 聖武天皇 33, 35, 42, 61, 81, 84, 103
 承和の変 177, 236
 続日本紀考證 123
 諸陵寮 16
 新羅 15
 神器 156, 161, 233, 235
 信巖 88
 壬申の乱 13, 20, 22, 57, 65, 164
 新選字鏡 122
 新唐書 124, 132

す

隋 129, 144
 隋書 124, 132
 菅原道真 146, 203
 崇道尽敬皇帝(舍人親王) 103
 崇道天皇(早良親王) 158, 161

上毛野頼人	163
亀井輝一郎	42
菅家文章	199
觀察使	164
元日朝賀	161
官判	222, 223
桓武天皇	13, 31, 38, 70, 155

き

儀式(貞觀儀式)	15
岸俊男	4, 51, 143
魏書	129
魏晉南北朝	129, 130
議政官	82, 108
「儀制令」皇后条	169, 220
「儀制令」太陽虧条	14
「儀制令」天子条	3, 169, 171, 220, 225
北山茂夫	30, 44
紀寺奴	63, 106
紀伊保	108
紀男人	226
紀清人	226
紀国益	226
吉備内親王	19, 62
吉備真備	226
木本好信	60, 106, 143
「厩庫律」官馬不調習条	128, 132
旧令(大宝令)	222, 223
九曆	237
行基	88
京戸	86, 92
京職	86
兄弟間継承	177

<

公卿	192, 195
公卿補任	205
草壁皇子(岡宮御宇天皇)	14, 15, 17, 18, 33, 42, 44, 65, 102, 103, 110
草壁皇統	6, 13, 60, 63, 99, 102, 148, 176, 255, 256
「公式令」位記式条	56
「公式令」皇太子令旨式条	133

「公式令」訴訟条	220
「公式令」陳意見条	222, 224
「公式令」天子神璽条	56
「公式令」平出条	171
旧唐書	101, 120, 124, 132
恭仁宮	58, 86
恭仁京	86
倉本一宏	20
黒板伸夫	240
蔵人頭	205
黒須利夫	218, 221, 225
黒作懸佩刀	20
群臣	32, 59, 64, 66, 68, 111, 113
群臣推戴	256

け

慶雲	231
外印	56, 57
外記	90, 163
月粮請求文書	90
劍璽	233, 235
元正太上天皇	81
元正天皇	33, 39
遣隋使	131
遣唐使	131
元明太上天皇	61
元明天皇	17, 28, 31, 38, 42, 160
権力の環	196

こ

小一条院 → 敦明親王	
甲賀寺	93
「考課令」内外官条	86
皇極天皇	53, 64
孝謙太上天皇	59, 63
孝謙天皇	35, 37, 41
皇后宮	166, 230
皇后宮職	166, 230
公主	129, 131
皇太子	126, 188
江談抄	195
口勅	54, 57, 59, 143, 145
孝徳天皇	21, 64

索引

あ		延喜式	224
相田二郎	218	厭降	130
青木和夫	17	円融太上天皇	208
梶犬養橋三千代	92	お	
安古陵(文武天皇陵)	15	応神天皇	15
敦明親王	159	近江令	29, 38, 45
い		大海人皇子 →天武天皇	
位記	56, 57	大炊王 →淳仁天皇	
石川年足	146	大内陵(天武・持統天皇陵)	15
石野雅彦	5	大江音人	200, 201
遺詔	69, 110	大江匡衡	135
和泉郡	88	大鏡	158
石上・榎井二氏	92	大蔵善行	147
板持真鈞	88	大津透	218
市人	85, 92	大友皇子	44, 64
乙巳の変	53	大鳥郡	88
井上薫	90	大中臣清麻呂	226
井上光貞	30	多入鹿	163
井上内親王	19, 23	大野寺土塔瓦銘	88
伊予親王	161	大平聡	68
慰勞詔書	227	岡田精司	64, 112
色葉字類抄	122	岡宮御宇天皇 →草壁皇子	
磐之媛	43	長田圭介	29, 30
岩橋小彌太	30, 42, 45	他戸親王	19, 23
院司	162, 165	怨霊	156, 158
院政	257	か	
忌部氏	65	外祖父	189, 196, 197, 207
う		懐風藻	66
宇佐八幡託宣事件	41	角林文雄	221
宇多天皇	238	笈敏生	5, 51, 62, 64, 82, 90
え		嘉祥改元	233
永徽律	132	柏原陵(桓武天皇陵)	16
恵我陵(応神天皇陵)	15	葛城王 →橘諸兄	
駄鈴	53, 106, 110, 163	葛野王	66
		賀表	227
		鎌田元一	56